

令和6年度「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業補助金」に係る補助事業者公募要領

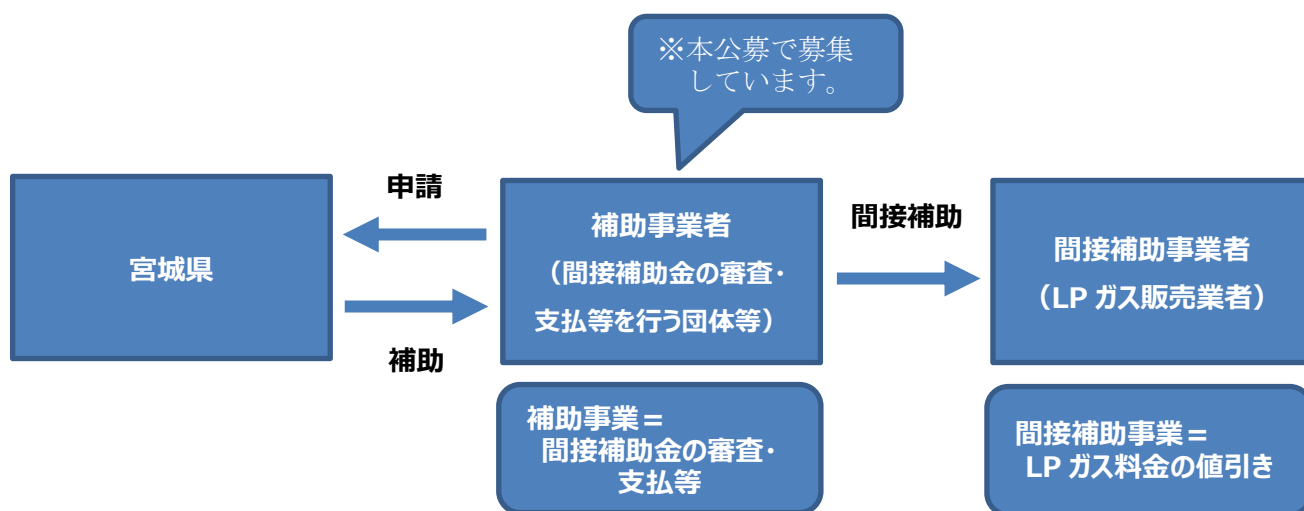
令和6年12月13日
宮城県復興・危機管理部
消防課

宮城県では、令和6年度「宮城県LPガス料金負担軽減支援事業補助金」の補助事業者（LPガス販売業者に対する補助事業の執行団体）を、以下の要領で広く公募します。

1 事業の目的

この補助金は、LPガス料金負担軽減支援事業として、宮城県内でLPガスを利用する一般家庭等に対し、LPガス料金の値引きを行ったLPガス販売業者（以下「間接補助事業者」という。）に、その値引き原資を助成することにより、物価高騰により生活に影響を受けている一般家庭等のLPガス利用者の負担を軽減することを目的とします。

2 事業イメージ



3 補助対象事業

補助対象事業は、宮城県内でLPガスを利用する一般家庭等に対しLPガス料金の値引きを行った間接補助事業者に補助金を交付し、また、それに付随して必要となる受付や審査、支払い、広報等の事務を行うものです。間接補助事業の概要については別紙を参照してください。

4 補助対象事業の実施期間

交付決定日～令和7年7月31日（単年度事業）

5 補助対象者

本補助金の応募資格を持つ者は、次の①から⑧の全ての要件を満たす団体等とします。

- ① 宮城県内に拠点を有していること。
- ② L P ガスの需給安定に精通しており、本事業を的確に遂行する組織、人員を有していること。
- ③ 本補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 当該補助事業に係る普及促進を行い得る能力を有すること。
- ⑤ 本補助事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- ⑥ 本補助事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を必要な期間保存できること。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定及び宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。
- ⑧ 宮城県の県税を滞納していないこと。
- ⑨ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。

6 補助金交付の要件

（1）採択予定件数：1件

（2）補助率・補助予定額

補助率：定額補助（10／10以内）

補助予定額：926,000千円（うち事務費：上限22,000千円）

※最終的な実施内容、交付決定額については、宮城県と調整した上で決定することとします。

（3）支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払いとなります。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますので御注意ください。

（4）支払額の確定方法

事業終了後、補助事業者より提出していただく実績報告書に基づき、ヒアリング及び現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、間接補助事業の実績に応じた適正な事務費となるよう、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、対象外となる可能性があります。

7 応募手続き

(1) 募集期間

令和6年12月13日（金）から令和6年12月19日（木）午後5時まで

(2) 本公募についての説明

希望される方を対象に、個別に行います。希望日の2日前まで御連絡ください。

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を7（4）の提出先まで持参又は郵送にて6部（原本1部、副本5部）御提出ください。

○応募申請書

○事業実施計画書（提案書）

○企業・団体の概要、基本理念、業務内容が分かる資料

○直近過去3年間の財務諸表

- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）」に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますので御了承ください。

- ③ 応募申請書（提案書）に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、補助対象事業及び自主事業として行う啓発活動ともに予算額内で実現ができることのみを表明してください。

なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 5階北側

宮城県 復興・危機管理部 消防課 管理調整班

「LPガス料金負担軽減支援事業補助金」担当 宛

※郵送の場合は、封書の宛名面に「LPガス料金負担軽減支援事業補助金 応募書類」と明記してください。

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、本募集要領を熟読の上、注意して記入してください。

※締切りを過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の場合で締切り時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

8 審査・採択について

(1) 審査方法

原則として、庁内の審査委員会において応募書類の審査を行います。必要に応じてヒアリング審査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

なお、ヒアリングを実施する場合には、申請者に別途お知らせします。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 5の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的・対象と合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業の実施方法について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑦ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑧ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模に適した実施体制をとっているか。
- ⑨ コストパフォーマンスに優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適切に積算が行われているか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択予定者については、宮城県のホームページで公開するとともに、応募申請者全てに採択結果を通知します。

なお、審査の過程や採択されなかった理由に関するお問合せ等、個別のお問合せには応じられませんので御了承ください。

9 交付決定について

採択された申請者が宮城県に補助金交付申請書を提出し、それに対して宮城県が申請者に交付決定通知書を送付し、その後、事業開始となりますが、採択決定から交付決定の間に、宮城県との協議を経て、事業内容・事業規模・金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定できない場合がありますので御了承ください。

なお、交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10 補助対象経費

(1) 補助対象経費区分

本事業の対象となる経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

区分	補助対象経費
事業費	間接補助事業に要する経費 (1) 値引き原資の助成 1世帯当たり最大1,600円(消費税を除く) (2) 値引き実施のための経費支援
事務費	人件費(当該事業に従事する職員に限る)、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、機器等賃借料、委託料、その他事業を行うために要する経費のうち知事が必要と認める経費

(2) 補助対象経費からの消費税等仕入控除税額の除外について

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税額及び地方消費税仕入控除税額は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

1.1 スケジュール

採択決定後、補助金の交付申請を宮城県が定める期間中(12月下旬頃、概ね1週間程度)に行い、交付決定を受けた後、事務局を設置し、間接補助金の交付申請の受付を開始する。

以降は、交付申請の際に提出した事業計画書の内容に基づいて事業を実施し、期限までに完了させる。

1.2 基本的な業務

- (1) 間接補助金の利用のために必要な広報
- (2) 間接補助金についての問い合わせ対応、審査、支払い等、補助金の交付に必要な事務
- (3) 間接補助金の申請状況に関する情報収集

1.3 その他

- (1) 交付決定日以前に発生した経費(発注含む。)は補助対象になりません。
- (2) 本補助金は、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)及び本補助金交付要綱等の関係法令等に基づき実施することとなります。

1.4 問い合わせ先

宮城県 復興・危機管理部 消防課 管理調整班

電 話 : 022-211-2372

FAX : 022-211-2378

E-mail : syoboukt@pref.miyagi.lg.jp

間接補助事業の概要（予定）
（宮城県ＬＰガス料金負担軽減支援事業補助金）

1 補助対象経費（事業費）

事業費	想定数
間接補助事業に要する経費 （１）値引き原資 １契約当たり最大１，６００円（消費税を除く）	５１２，０００ 契約件数
（２）値引き実施のための経費	５３０事業所

2 助成（値引き）対象の基本単位である契約の考え方について

原則として、１契約（１メートル）を１件の助成（値引き）対象とする。それ以外の状況であった場合は、以下のとおり取り扱う。

- ① ２世帯住宅で１契約（１メートル）の場合は、１件の助成（値引き）対象として取り扱う。（２世帯が世帯ごとにそれぞれ別契約となっている場合は、原則どおり取り扱う。）
- ② １世帯２契約（２メートル）以上ある場合は、２契約目以降も助成（値引き）対象とする。
- ③ 自宅兼店舗のような状態で１契約（１メートル）の場合は、１件の助成（値引き）対象として取り扱う。（自宅と店舗がそれぞれ別契約となっている場合は、原則どおり取り扱う。）
- ④ テナントビル等において親メーターと子メーターで管理され、個々のテナント企業等が家主から使用分の料金を請求されている実態があり、それを証する書類を提出可能な場合は、テナント業者等も個々に助成（値引き）対象として取り扱う。

3 助成（値引き）対象の範囲について

（１）原則について

原則として、以下の①と②のいずれにも該当する者を対象とする。

① 以下のいずれかに該当する者

イ 宮城県内でＬＰガスを消費する液化石油ガス法第２条第２項に規定される一般消費者等に該当する利用者

ロ 宮城県内で旧簡易ガス事業により供給を受けている利用者

② 令和６年１２月３１日（基準日）に宮城県内でＬＰガスの供給契約を締結している利用者のうち、令和７年２月に料金の請求が行われる者

ただし、令和７年１月１日から３１日までに新たな供給契約が締結された者のうち、当該利用者の引っ越し前などのＬＰガスの利用状況が確認でき、助成（値引き）を重複して受けていないことが確認された場合、助成（値引き）の対象とすることができるものとする。

③ ①及び②を満たしていても、本事業の助成（値引き）の対象外となる者

イ 質量販売による供給

ロ 国又は地方公共団体国の事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）

ただし、地方公共団体が設置した施設であっても、住民がＬＰガスの料金を支払っている

施設等（公営住宅、公民館など）については、助成（値引き）の対象に含める。

※工場などの生産現場における高圧ガス保安法上の工業用L Pガスを使用する者

（①に該当しないため。）

（２）個別事情等

① 宮城県内に居住しているが、宮城県内に住民登録していない場合について

住民登録（住民票）が宮城県外にされていても、居住の実態が宮城県内にあり、現にL Pガス供給契約が締結されて供給を受けている場合は対象とする。

また、宮城県内に住民登録されている者であっても、宮城県内においてL Pガスの消費（供給契約）の実態がない場合は対象としない。

② 宮城県外の販売業者と供給契約している利用者について

宮城県外に所在地する販売業者であっても、宮城県内においてL Pガスの消費（供給契約）の実態がある利用者については助成（値引き）の対象とする。

③ 値引きの額よりも請求額が少なかった場合について

ガスの使用量が少ない等の理由により、２月の請求額が値引き額である１，６００円（税抜）に満たない場合は、値引きの残額分を３月に繰り越して、３月の請求額からその残額分を値引きすることも可能とする。

④ 値引き期間中に利用実績がない場合について

値引き期間中の請求額に従量料金が０円で、基本料金だけの請求であっても、助成（値引き）の対象とする。ただし、休止中により基本料金も発生していない場合は対象外とする。

⑤ 公共の施設で住居を兼ねている場合について

警察の駐在所など、建物は公共の施設であっても、住居を兼ねているものについては、助成（値引き）の対象とする。（基本的な考え方として、L Pガス料金の支払いの原資が税金であるものは当該支援の対象外となる。）

４ 販売業者の対象について

L Pガス販売事業者及びガス小売事業者（旧簡易ガス事業者に限る。）のうち、補助金事務局から交付決定を受けた事業者が対象となる。

５ スケジュール

間接補助金の交付申請を補助事業者が定めた期限までに行い、交付決定を受けた後、２月の請求額から原則１回で１，６００円を、消費税額を除いた元値から値引きする。

６ 基本的な業務

値引き対象者への周知及び値引きの実施